

# 一般質問通告書

次の件について、会議規則第60条の規定により、一般質問の通告をいたします。

(全体所要時間 60 分)

令和6(2024)年6月3日 午前 時 分 受付

広陵町議会議員 八尾 春雄 印

広陵町議会議長 谷 禎一 様

質問の要旨(できるだけ具体的に)	答弁者
<p><b>質問事項(1) 町議選に関する選管業務について</b></p> <p>&lt;内容&gt; 激しく戦われた町議選を終え、気の付いたことや憂慮していることを明らかにするので、今後の改善に生かしてほしい。</p> <p>① 前回に続き今回も投票率が50%に達していない。何故か。投票に困難を抱える方へのサポートが求められる。また、「関心がない」層への働きかけはどうであったか。</p> <p>② 開票立会事務で100枚の投票用紙の中に他候補の票が1枚混入していたとのことである。複数の点検を経て間違いのないように取り組んだのではなかったのか。</p> <p>③ 公設会場で個人演説会を開催するにあたり、念のため確保した公園駐車場の使用料を500円負担した。妥当な手続きか。</p> <p>④ 選挙終了後に、結果の報告と掲げた政策の実現目指して奮闘する決意を述べたところ「お礼は禁止されている」とストップがかかったと聞く。妥当な対応か。</p>	選挙管理委員長
<p><b>質問事項(2) 学校給食費の無償化について</b></p> <p>&lt;内容&gt; 「引き続き国や県に要望していく」との町長答弁があった(令和6年3月議会)。取り組みの現状について明らかにしてほしい</p> <p>① 国や県とどのような交渉・要望等を行ったのか。</p> <p>② コロナ対策ややりくりのできる補助金を活用して無償化実行の意思はないか。</p> <p>③ 国や県の援助を受けられるまで、町の基金を取り崩して無償化はできないか。</p>	町長・教育長

**質問事項 (3) 個人情報保護について**

町長

<内容>現在町においては 18 歳と 22 歳の若者名簿を自衛隊に提供しているが、本人や保護者の了解を得ておらず個人情報保護やプライバシー権の観点から問題がある。提供に当たっては少なくとも本人や保護者の了解を得る必要がある。

- ① 提供しているデータは、氏名・生年月日・男女の別・住所（いわゆる個人 4 情報）か。過去 5 年間に何名分の情報を提供したのか。
- ② 町が提供の根拠としている自衛隊法と同施行令には個人情報保護の規定があるのか。
- ③ 18 歳の名簿は提出時には 17 歳であり未成年者への配慮義務がある。どのように実践したのか。

**質問事項 (4) 中央公民館建て替えについて**

町長・教育長

<内容>5 月 31 日議員懇談会で「広陵中央公民館再整備基本方針について」が報告された。

- ① 報告にもあるように、「広陵中央公民館の早期建て替えに関する要望書」が 1 万筆、議会が「広陵中央公民館の早期の建て替えを求める請願書」が全会一致採択されている。議会では、コンパクトだが住民に使いやすい複合型の施設はどうかと議論してきた経緯もある。さらに議会答弁で町長は「概ね 5 年を目途に基本方針を決定し、その後できるだけ早期の建て替えをめざす」（令和元年 9 月議会）とか「公民館建て替えは私の在任中に目途をつける」「目途とは公民館建て替え基本方針の策定と財源について議会の承認を得ること」（令和 3 年 7 月議会）などの発言をしている。今回の提示された報告はこうした経緯を踏まえていない。
- ② さらに「広陵町の公民館の建設及び文化芸術の振興のあり方に係る答申」では「求められる公民館像 学ぶ・つながる・役立つ生涯学習の推進拠点」が示され「①誰もが参加できる生涯学習と文化芸術活動の拠点としての公民館 ②まちづくりや地域コミュニティの活性化に役立つ公民館 ③学習や活動の成果が地域社会に還元され社会包摂に寄与する公民館 ④文化権及び学習権を相互に保障しあうための連携拠点並びに参画・協働の場としての公民館」がまとめられた。今回の報告ではこの指摘も踏まえていない。
- ③ 報告は、教育委員会所管の社会教育施設の目的や役割が軽視されている。

第一回目の質問は 7 分を予定している。町の答弁は 15 分程度におさめてもらいたい。